

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 防災備蓄用品等の点検・整備計画

災害応急対策に必要な防災備蓄用品等を充実整備し、災害発生時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うための計画である。

災害応急対策を実施する関係機関は、定期的に備蓄用品等を点検し、賞味期限切れ・不良品の更新、所定数の確保、整備等を行うものとする。

1 食糧・飲料水等の備蓄計画

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧及び飲料水を町の人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に備蓄するものとする。
- (2) 町及び県は、販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食糧の調達に努めるものとする。
- (3) 町は、災害時要援護者に配慮した食糧の確保に努めるものとする。
- (4) 町は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度、各家庭において備蓄しておくよう、また、災害時に速やかに避難できるよう非常持出袋を備えるよう住民に広報していくものとする。
- (5) 災害時、特に地震災害には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定される。このため、町は飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進めるものとする。
- (6) 町及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進めるものとする。

2 医薬品、姿勢材料の備蓄

初動期における救援活動に供するため、想定被害者数（「沖縄県地震被害想定調査」を参照）の2日分に見合う量を目標に備蓄するものとする。

3 生活必需物資の備蓄

町は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄するものとする。

- (1) 町は、備蓄被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。
- (2) 町は、備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つように務めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

4 備蓄倉庫等の整備

町は、食料、飲料水、医薬品及び衛生材料、生活必需品等を保管する備蓄倉庫を各小学校区に整備することを目標とする。

5 救助用資機材及び救助隊の整備

大地震における倒壊家屋からの救助等にあたっては消防機関のみならず、役場や各地域において救助資機材を整備しておくことが効果的であるため、町は、地区ごとに救助用資機材を備えるよう推進する。

また、町は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第2節 避難所等整備計画

1 避難所の整備

(1) 災害時に備えた避難所の整備

町長は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておくものとする。

ア 避難所は、公共施設、学校、公園、公民館、旅館、工場、倉庫等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備し使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物は、耐震性を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難所の選定に当たっては、災害の特性を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 災害時の避難に備えた避難路の整備

災害時の避難に備えた以下の避難路の整備に努めるものとする。

ア 避難路へ通じる道路で、幅員5 m以上（ただし、市街地等でやむを得ない場合は4 m以上）とする。

イ 避難場所等へ通じる緑道で、幅員3 m以上とする。

ウ 災害時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難経路を定めておくものとする。

2 避難場所等の指定

(1) 広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等の指定をしておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

イ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

ウ 避難場所内建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人あたり1 m²を確保できること。

(2) 避難所の指定

避難所の指定は、前記(1)に掲げる施設の中から、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら災害規模や災害種に応じて避難者が利用可能な避難空間を確保できる場所を町長が指定するものとする。

※「第4編 第1章 第7節 避難計画」参照

3 危険区域における避難立退き先の指定

(1) 洪水、津波、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を把握し、指定しておくものとする。

(2) それぞれの危険の予想される区域について具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

(3) 火災における住家の密集地域の住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

4 避難誘導計画

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、町、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立していくこととする。

(1) 県の実施すべき対策

- ア 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 町の実施すべき対策

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の習熟
- キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

第3節 交通確保・緊急輸送計画

大規模な災害には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送手段等の確保や輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

1 重要道路啓開及び港湾機能復旧のための体制整備

道路管理者は、災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局の協力を得ながら整えるとともに、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

2 緊急輸送基地の選定及び整備

町は、輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定し整備していくこととする。

3 臨時ヘリポート等の確保

災害時、孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速にされるよう、町内に1箇所以上臨時ヘリポート等を確保し、整備するものとする。

4 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで「第4編 第1章 第15節 交通輸送計画」に基づいて使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届出の徹底を図るものとする。

5 輸送手段等の確保

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるように、町内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。